

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（報告の徴収）</p> <p>第一条 主務大臣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の規定により、法第三十五条及び第三十六条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施の状況に関し報告を求めることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十三条並びに第二十四条第四項及び第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、第一種特定製品整備者に対し、フロン類の回収の委託又は引渡しの実施の状況に関し報告を求めることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十三条並びに第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、第一種特定製品廃棄等実施者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。</p> <p>一 フロン類の引渡しの実施の状況</p> <p>二 法第十九条の三第一項に規定する書面の交付及び当該書面の写しの保存に関する事項</p> <p>三 委託確認書の交付及び委託確認書の写しの保存に関する事項</p> <p>四 法第十九条の三第四項に規定するフロン類の引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面の交付及び当該書面の写しの保存に関する事項</p>	<p>（報告の徴収）</p> <p>第一条 主務大臣は、法第四十三条の規定により、法第三十五条及び第三十六条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施の状況に関し報告を求めることができる。</p>

五 引取証明書及び引取証明書の写しの保存に関する事項

4 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十四条第一項、第二項及び第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、第一種フロン類引渡受託者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 法第十九条の三第四項に規定するフロン類の引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面の保存に関する事項
二 委託確認書の回付及び委託確認書の写しの保存に関する事項

三 引取証明書の保存に関する事項

5 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十三条及び第二十四条第二項から第五項までの規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類回収業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一 フロン類の引取り、引渡し、回収又は運搬の実施の状況
二 引取証明書の交付並びに引取証明書の写しの保存及び送付に関する事項

(立入検査)

第二条 (略)

2 都道府県知事は、法第四十四条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品整備者の事務所又は事業所に立ち入り、その整備に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、法第四十四条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品廃棄等実施者の事務所又は事業所に立ち入り、その廃棄又は譲渡に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

4 都道府県知事は、法第四十四条第一項の規定により、その職員に、第一種フロン類引渡受託者の事務所又は事業所に立ち入

2 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十三条及び第二十四条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り、引渡し、回収又は運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第二条 (略)

5 | り、関係帳簿書類を検査させることができる。
(略)

2 |
(略)